

平成28年 第1回定例会 開会 平成28年2月16日

閉会 平成28年2月16日

## 栃木県後期高齢者医療広域連合議会会議録

栃木県後期高齢者医療広域連合議会

## 平成28年第1回栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

|      |   |
|------|---|
| 招集告示 | 1 |
|------|---|

### 第 1 日 (2月16日)

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 議事日程                       | 3  |
| 本日の会議に付した事件                | 3  |
| 出席議員                       | 4  |
| 欠席議員                       | 4  |
| 地方自治法第121条の規定に基づき出席した者の職氏名 | 4  |
| 職務のため出席した事務局職員             | 4  |
| 開会及び開議の宣告                  | 5  |
| 議事日程の報告                    | 5  |
| 議席の指定                      | 5  |
| 会議録署名議員の指名                 | 6  |
| 会期の決定                      | 6  |
| 議案第1号から議案第8号までの上程及び提案理由の説明 | 6  |
| 議案第1号から議案第3号までの質疑、討論       | 9  |
| 議案第1号から議案第3号までの採決          | 10 |
| 議案第4号から議案第8号までの質疑、討論       | 10 |
| 議案第4号から議案第8号までの採決          | 11 |
| 報告第1号の説明                   | 11 |
| 閉議及び閉会の宣告                  | 11 |
| 署名議員                       | 12 |

### 参考資料

|            |    |
|------------|----|
| 議案等審議結果一覧表 | 14 |
|------------|----|

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成28年第1回栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年1月5日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 栄一

- 1 期日 平成28年2月16日
- 2 場所 栃木県総合文化センター 特別会議室

平成28年第1回栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会

(第 1 日)

平成28年2月16日(火)

## 平成28年第1回栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成28年2月16日（火）午前11時13分開議

### 議 事 日 程

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 議案第1号から議案第8号までについて
- 日程第5 報告第1号について

### 本日の会議に付した事件

- 議案第1号 平成27年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第2号 平成28年度栃木県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第3号 平成28年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第5号 栃木県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の制定について
- 議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第7号 栃木県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 報告第1号 広域連合長の専決処分事項の報告について〔損害賠償額の和解について〕

出席議員（23名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 渡辺通子  | 2番  | 山本正人 |
| 5番  | 黒川貫男  | 6番  | 鈴木俊美 |
| 7番  | 関口孫一郎 | 8番  | 岡部正英 |
| 9番  | 高橋功   | 12番 | 斎藤文夫 |
| 14番 | 関良平   | 15番 | 井田隆一 |
| 16番 | 津久井富雄 | 17番 | 遠藤忠  |
| 18番 | 君島寛   | 19番 | 中村芳隆 |
| 21番 | 大谷範雄  | 22番 | 広瀬寿雄 |
| 25番 | 磯實    | 27番 | 見目匡  |
| 28番 | 小菅一弥  | 29番 | 真瀬宏子 |
| 30番 | 見形和久  | 31番 | 加藤公博 |
| 32番 | 高久勝   |     |      |

欠席議員（10名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 3番  | 鎌倉三郎  | 4番  | 和泉聡  |
| 10番 | 佐藤信   | 11番 | 横尾武男 |
| 13番 | 大久保寿夫 | 20番 | 人見健次 |
| 23番 | 星野光利  | 24番 | 大塚朋之 |
| 26番 | 入野正明  | 33番 | 福島泰夫 |

地方自治法第121条の規定に基づき出席した者の職氏名

|       |       |        |      |
|-------|-------|--------|------|
| 広域連合長 | 佐藤栄一  | 副広域連合長 | 古口達也 |
| 会計管理者 | 関根情司  | 事務局長   | 池亀寛  |
| 総務課長  | 田野邊一徳 | 管理課長   | 高崎誠  |
| 給付課長  | 佐藤雅俊  |        |      |

職務のため出席した事務局職員

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 深津雅樹 | 書記 | 飯村政博 |
| 書記     | 秋間一泰 | 書記 | 寺方優  |

開会 午前 11時13分

◎開会及び開議の宣告

○岡部議長 ただいまから、平成28年第1回栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は23名であります。

本日の会議につきまして、報道機関等から写真撮影の申し出があり、これを許可することといたしましたので、御了承願います。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席要求者は、お手元に配付の名簿のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○岡部議長 それでは、議事日程の報告に移ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議席の指定

○岡部議長 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、会議の都度、議長において指定することとなっております。

各議員の議席及び議席番号は、ただいま御着席のとおりといたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○岡部議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

32番 高久 勝議員、1番 渡辺 通子議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○岡部議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡部議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎議案第1号から議案第8号までの上程及び提案理由の説明

○岡部議長 日程第4、議案第1号から議案第8号までについて、一括して議題といたします。

上程議案について、広域連合長の説明を求めます。

○佐藤連合長 それでは、ただいま議題となりました、議案第1号から議案第8号までにつきまして、御説明申し上げます。

お手元の議案書を御覧ください。

議案第1号は「平成27年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」、議案第2号は「平成28年度栃木県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」、議案第3号は「平成28年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第4号は「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理について」、議案第5号は「栃木県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の制定について」、議案第6号は「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」、議案第7号は「栃木県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」、議案第8号は「栃木県後期高齢者医療広域連



合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、であります。

詳細につきましては、事務局長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○池亀事務局長 議案第1号から議案第8号までについての詳細につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第1号について御説明申し上げます。

本案は、「平成27年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」議会の議決を求めるものであります。

内容は、歳入歳出をそれぞれ9億9,889万4千円減額し、予算総額をそれぞれ2,001億2,029万3千円とするものです。

主なものとしては、保険料軽減特例措置の財源として国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金について、基金事業から単年度補助事業に転換されたことによる減額及び広域連合から市町への後期高齢者医療制度特別対策補助金を計上することによる増額を行うものです。

併せて、過年度分の国庫負担金等の償還金、保険基盤安定制度市町負担金の額の確定による増額を行うものです。

次に、議案第2号について、御説明申し上げます。

本案は、「平成28年度栃木県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」議会の議決を求めるものであります。

平成28年度当初予算書を御覧ください。

1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,407万4千円とするものです。

第2条の一時借入金であります。借入の最高額を、1,000万円とするものです。

主な内容を御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入予算につきましては、1款の分担金及び負担金に、市町からの事務費負担金といたしまして1億1,309万3千円を計上しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

歳出予算につきましては、2款の総務費に、事務局の運営費等といたしまして

1億1,168万9千円を計上しております。

次に、議案第3号について、御説明申し上げます。

本案は、「平成28年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」議会の議決を求めるものであります。

当初予算書の10ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,969億5,193万円とするものです。

第2条の一時借入金であります。借入の最高額を1か月分の療養給付費を目安に170億円とするものです。

第3条の歳出予算の流用についてであります。これは、2款の保険給付費について、項間の流用ができるようにしようとするものです。

主な内容を御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

歳入予算につきましては、1款の分担金及び負担金に、市町からの事務費負担金、保険料負担金等といたしまして334億1,640万7千円、2款の国庫支出金に、療養給付に係る国の法定負担分等といたしまして、657億1,731万1千円、3款の県支出金に、療養給付に係る県の法定負担分等といたしまして、160億9,637万7千円、4款の支払基金交付金に、現役世代からの支援金である後期高齢者負担金といたしまして790億8,175万2千円を計上するものです。

続きまして、12ページを御覧ください。

歳出予算につきましては、1款の総務費に、保険給付に係る事務的経費及び賦課徴収に係る経費といたしまして5億3,616万8千円、2款の保険給付費は、医療機関等に支払う療養給付費等といたしまして1,942億3,115万5千円、5款の保健事業費は、健康診査に係る経費等といたしまして6億581万6千円を計上するものです。

次に、議案第4号について、御説明申し上げます。

本案は、「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理について」議会の議決を求めるものであります。

内容は、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の整理を行う必要が生じたため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第5号について、御説明申し上げます。

本案は、「栃木県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の制定について」議会の議決を求めるものであります。

内容は、栃木県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会の設置など、行政不服審査法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第6号について、御説明申し上げます。

本案は、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」議会の議決を求めるものであります。

内容は、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行う必要が生じたため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第7号について、御説明申し上げます。

本案は、「栃木県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」議会の議決を求めるものであります。

内容は、育児を行うため早出遅出勤務ができる職員に、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に就学している子のある職員を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号について、御説明申し上げます。

本案は、「栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」議会の議決を求めるものであります。

内容は、平成28年度及び平成29年度の保険料率を定めるとともに、被保険者均等割額軽減対象を拡大し、また被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の9割軽減措置及び均等割額が7割軽減となる方の8.5割軽減措置を継続するほか、保険料減免の申請期限の見直しを図るため所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案第1号から議案第8号までについての説明を終わらせていただきます。

---

#### ◎議案第1号から議案第3号までの質疑、討論

○岡部議長 説明が終わりました。

まず、議案第1号から議案第3号までについて、一括して質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

[挙手なし]

○岡部議長 質疑なしと認めます。

○岡部議長 次に、討論を行います。

議案第1号から議案第3号までについて、一括して討論を行います。

討論のある方は、挙手を願います。

[挙手なし]

○岡部議長 討論なしと認めます。

---

#### ◎議案第1号から議案第3号までの採決

○岡部議長 それでは、議案第1号から議案第3号までについて、一括して採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○岡部議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号から議案第3号までについては、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号から議案第8号までの質疑、討論

○岡部議長 次に、議案第4号から議案第8号までについて、一括して質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

[挙手なし]

○岡部議長 質疑なしと認めます。

○岡部議長 次に、討論を行います。

議案第4号から議案第8号までについて、一括して討論を行います。

討論のある方は、挙手を願います。

[挙手なし]

○岡部議長 討論なしと認めます。

---

◎議案第4号から議案第8号までの採決

○岡部議長 それでは、議案第4号から議案第8号までについて、一括して採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○岡部議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号から議案第8号までについては、原案のとおり可決されました。

---

◎報告第1号の説明

○岡部議長 次に、日程第5、報告第1号について、広域連合長の説明を求めます。

○佐藤連合長 それでは、報告第1号について、御説明申し上げます。

本件は、損害賠償額の和解について、専決処分しましたので報告をするものであります。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○岡部議長 以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年第1回栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

お疲れ様でした。

閉会 午前11時27分

栃木県後期高齢者医療広域連合議会

議 長

岡 部 正 英

署 名 議 員

高 久 勝

署 名 議 員

渡 辺 通 子

## 参 考 资 料

平成28年第1回栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会審議結果

【会期 平成28年2月16日（火）1日間】

| 事件番号  | 件名   | 審議結果 |
|-------|--|------|
| 議案第1号 | 平成27年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について | 原案可決 |
| 議案第2号 | 平成28年度栃木県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について               | 原案可決 |
| 議案第3号 | 平成28年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について        | 原案可決 |
| 議案第4号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理について                     | 原案可決 |
| 議案第5号 | 栃木県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の制定について             | 原案可決 |
| 議案第6号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について            | 原案可決 |
| 議案第7号 | 栃木県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について  | 原案可決 |
| 議案第8号 | 栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について         | 原案可決 |
| 報告第1号 | 広域連合長の専決処分事項の報告について<br>〔損害賠償額の和解について〕        | 報告   |